

藤沢商工会議所補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

改正 平成26年4月1日

改正 平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、市内商工業の総合的な振興を図るため、商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下「法」という。）の定めにより設立された藤沢商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、別表に定める事業とし、補助金の額は、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金交付の申請手続)

第3条 会議所は、補助金の交付を受けようとするときは、藤沢商工会議所補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の初日に市長に提出しなければならない。

(1) 藤沢商工会議所事業計画説明書

(2) 収支予算書(第2号様式)

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢商工会議所補助金交付決定通知書(第3号様式)により、会議所に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第5条 会議所は、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢商工会議所補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢商工会議所補助金事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、年2回とする。

2 会議所は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、その都度、請求書を市長に提出しなければならない。

(事業完了届兼事業実績報告書の提出)

第7条 会議所は、当該事業を完了したときは、藤沢商工会議所補助金事業完了届兼事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業終了後1月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書(第7号様式)

(備付帳簿)

第8条 会議所は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 会議所は、当該補助金により取得した規則第11条に定める財産について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、藤沢商工会議所補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

区 分	補助対象事業
事業費補助金	法第9条に規定され会議所が実施する事業のうち次の事業 1 青年部育成事業 2 表彰事業 3 情報化推進事業 4 広報活動事業 5 合同入社式・新入社員研修会事業 6 その他補助金の交付対象として市長が認める事業